

第5章 放送及び有線放送

第1節 概 況

1 放 送

我が国の放送は、NHKと民間放送とによって行われており、放送の種類としては、中波放送、短波放送、超短波放送（FM放送）及びテレビジョン放送がある。

48年度末現在、放送事業者数はNHKのほか民間放送が106社あり、これらの放送事業者が開設する放送局数は総計6,290局となっている。放送局数の内訳は、中波放送局474局、短波放送局3局、超短波放送局430局、テレビジョン放送局5,383局である。また、民間放送106社の内訳はラジオ・テレビ兼営社36社、テレビ単営社52社、ラジオ単営社18社である。

48年度末現在におけるNHKの受信契約数は2,492万4,985件であり、そのうちカラー契約は1,833万5,615件、総契約件数の73.6%に達している。

国際放送は、NHKがニュース、国情紹介等を短波帯の周波数によって行っており、21の言語で1日延べ37時間の放送を実施している。国際放送には地域別放送とゼネラルサービスとがあり、前者は世界を18の放送区域に分けて放送を行っており、後者は全世界に向けて放送を行っている。

我が国の放送は、今日目覚ましい普及を遂げているが、辺地にはいまだテレビジョン放送を視聴することができない、いわゆる難視聴世帯が残っており、また、最近では高層建築物等に起因するテレビジョン放送の受信障害が増加しつつある。

2 有線放送

有線放送は、有線ラジオ放送と有線テレビジョン放送とに分けられる。有線ラジオ放送施設は、48年度末現在7,531施設である。このうち1,556施設は電話の普及の遅れている農山漁村において、有線ラジオ放送業務に電話業務を併せ行っている有線放送電話である。

有線テレビジョン放送は、主に辺地のテレビジョン放送の共同受信施設として普及したが、最近では高層建築物等によるテレビジョン放送受信障害の解消手段として広く利用されている。

48年1月1日から有線テレビジョン放送法が施行され、引込端子数501以上の大規模な有線テレビジョン放送施設の設置については、郵政大臣の許可を要することとなったが、48年度末現在における許可施設は149施設（設置済み145施設）である。

また、引込端子数51以上で500以下の施設、及び50以下の施設で自主放送を行うものは業務の開始の届出を要することとされているが、48年度末現在の届出施設は6,500施設である。

第2節 放 送

1 放送網の形成

(1) 放送局の置局

ア. 中波放送

NHKについては、第1放送及び第2放送の2系統の放送の実施が可能となるようにしている。第1放送は報道、教育、教養、娯楽の各分野の番組を放送し、第2放送は、教育番組を中心とした全国同一番組の放送を行うこととしている。民間放送については、主要な地域においては複数の放送が、その他の地域においては、1の放送が可能となるようにしている。

周波数は、525kHz から 1,605kHz までの周波数を使用している。

イ. 短波放送

NHK に対しては、国際放送の実施が可能となるようにし、民間放送は、1社に対し全国放送の実施が可能となるようにしている。周波数は、3, 6, 7, 9, 11, 15, 17, 21 及び 25MHz 帯の各周波数を使用している。

ウ. 超短波放送

NHK については、全国1系統の放送の実施が可能となるようにしている。

民間放送については、東京、名古屋、大阪及び福岡の4地区において、超短波放送の特質を生かした放送の実施が可能となるようにしている。

周波数は 80MHz 帯の周波数を使用している。

エ. テレビジョン放送

NHK の放送については、総合番組局の放送及び教育専門局の放送がそれぞれ全国的に可能となるようにしている。

民間放送については、48年10月、従来、3の放送を行っていた宮城県及び広島県に、また、2の放送を行っていた長野県、新潟県及び静岡県に、それぞれ周波数各1波の追加割当てを行い、現在では、次の放送が可能となるようにしている。

(ア) 京浜広域圏、中京広域圏、京阪神広域圏、北海道、宮城県、広島県及び福岡県においては4以上の放送。ただし、京浜、中京及び京阪神の広域圏内の各県（東京都、愛知県及び大阪府を除く。）においては、そのほかに県の区域ごとに1の放送

(イ) 新潟県、長野県及び静岡県においては3の放送

(ウ) 上記(ア)及び(イ)以外の地域においては、県の区域ごとに2の放送（鳥取県及び島根県においては、これらを併せた地域で3の放送）

周波数は、VHF 帯12ch（第1～第12ch）、UHF 帯50ch（第13～第62ch）の合計62chを使用することとしている。

(2) 放送局の設置状況

48年度末現在における放送局の設置状況は第2—5—1表のとおりである。

第2—5—1表 放送局の設置状況

(48年度末現在)

区 別	NHK		民 間 放 送		局数合計
	区 別	局 数	社 数	局 数	
中 波 放 送	第1放送	173	49	160	474
	第2放送	141			
	計	314			
短 波 放 送	国内放送	—	1	2	3
	国際放送	1	—	—	
	計	1	1	2	
超 短 波 放 送	—	424	4	6	430
テ レ ビ ジ ョ ン 放 送	総合番組局	1,897	88	1,613	5,383
	教育専門局	1,873			
	計	3,770			
合 計		4,509	—	1,781	6,290

(注) 局数の中継局数を含む。

また、テレビジョン放送局数の推移は第2—5—2表のとおりである。

第2-5-2表 テレビジョン放送局数の推移

区 別 年度末	NHK			民間放送	合 計
	総合番組局	教育専門局	計		
27	1	—	1	—	1
28	3	—	3	1	4
29	3	—	3	2	5
30	6	—	6	2	8
31	8	—	8	4	12
32	17	—	17	5	22
33	30	2	32	30	62
34	44	2	46	49	95
35	58	11	69	59	128
36	87	22	109	87	196
37	116	94	210	121	331
38	165	155	320	158	478
39	258	250	508	265	773
40	406	394	800	373	1,173
41	532	519	1,051	463	1,514
42	657	646	1,303	542	1,845
43	803	801	1,604	698	2,302
44	987	987	1,974	908	2,882
45	1,226	1,225	2,451	1,103	3,554
46	1,446	1,436	2,882	1,276	4,158
47	1,680	1,658	3,338	1,421	4,759
48	1,897	1,873	3,770	1,613	5,383

(注) 局数は中継局数を含む。

2 放送時間

(1) NHK

48年度における中波放送、超短波放送及びテレビジョン放送の放送事項別放送時間は、第2-5-3表、第2-5-4表及び第2-5-5表のとおりである。

事項別の放送時間の比率を前年度と比較すると、中波第1放送、中波第2放送、超短波放送及びテレビジョン放送とも特に大きな変化はみられない。中波第2放送において、教育番組の比率が79.5%から82.7%へと増加したのが目につく程度である。

なお、テレビジョン放送の放送時間については、電力節減のための臨時措置として49年1月16日から総合、教育ともそれぞれ1日約2時間放送時間を短縮したことによって、1週間平均放送時間が前年度に比し減少している。

(2) 民間放送

48年度における中波放送、超短波放送及びテレビジョン放送の放送事項別放送時間は、第2-5-6表、第2-5-7表及び第2-5-8表のとおりである。

前年同期と比較した結果は、次のとおりである。

- ア. 各種別ごとの放送の1日当たり放送時間は、前年同期とほとんど変化はないが、石油供給削減に伴う緊急措置の一環として48年11月20日に郵政大臣が午前零時以降の深夜におけるテレビジョン放送の自粛を要請したことに伴い、午前零時以降の放送の休止又は短縮が行われ、テレビジョン放送の総放送時間は若干短縮された。
- イ. 教育番組及び教養番組の時間比率は、ラジオ放送25.6%（前年同期24.0%）、テレビジョン放送38.0%（前年同期36.7%）であって、前年同期とほとんど変化はない。
- ウ. 広告主の産業種別別比率は前年同期とほとんど変化がなく、ラジオ放送及びテレビジョン放送とも製造業が最高位を占めている。

エ. 各種別ごとの放送の放送番組のうち、商業番組の占める比率は、前年同期とほとんど変化はない。

第2—5—3表 NHKの中波放送番組の放送事項別放送時間及び比率

区別	放送事項	47年度			48年度		
		1週間平均放送時間	放送時間比率	1日当たり平均放送時間	1週間平均放送時間	放送時間比率	1日当たり平均放送時間
第1放送	報道	時間分 59 53	44.6%	19時間10分	時間分 58 20	43.6%	19時間06分
	教育	4 00	3.0		3 48	2.8	
	教養	40 00	29.8		42 11	31.6	
	娯楽	30 15	22.6		29 26	22.0	
	計	134 08	100.0		133 45	100.0	
第2放送	教育	102 55	79.5	18時間30分	107 02	82.7	18時間30分
	教養	19 40	15.2		15 33	12.0	
	報道	6 55	5.3		6 55	5.3	
	計	129 30	100.0		129 30	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

第2—5—4表 NHKの超短波放送番組の放送事項別放送時間及び比率

放送事項	47年度			48年度		
	1週間平均放送時間	放送時間比率	1日当たり平均放送時間	1週間平均放送時間	放送時間比率	1日当たり平均放送時間
報道	時間分 15 41	12.5%	18時間00分	時間分 18 26	14.5%	18時間07分
教育	9 59	7.9		9 51	7.8	
教養	61 59	49.2		61 13	48.3	
娯楽	38 21	30.4		37 18	29.4	
計	126 00	100.0		126 48	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

第2—5—5表 NHKのテレビジョン放送番組の放送事項別放送時間及び比率

区 別	放送事項	47 年 度			48 年 度		
		1週間平均 放送時間	放送時間 比 率	1日当たり 平均放送時間	1週間平均 放送時間	放送時間 比 率	1日当たり 平均放送時間
総 合 番 組 局	報 道	時間 分 46 00	36.3	18時間07分	時間 分 44 29	35.7	17時間49分
	教 育	13 08	10.3	（うち、18時 間03分がカ ラー放送）	12 31	10.0	（うち、17時 間48分がカ ラー放送）
	教 養	43 42	34.5		42 45	34.3	
	娛 楽	23 58	18.9		25 01	20.0	
	計	126 48	100.0		124 46	100.0	
教 育 専 門 局	教 育	104 46	83.2	18時間00分	102 12	83.0	17時間35分
	教 養	21 04	16.7	（うち、5時 間14分がカ ラー放送）	20 47	16.9	（うち、5時 間09分がカ ラー放送）
	報 道	0 10	0.1		0 08	0.1	
	計	126 00	100.0		123 07	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

第2—5—6表 民間放送ラジオ放送番組の放送事項別放送時間比率

放 送 事 項	48年第1期(1月～3月)			49年第1期(1月～3月)		
	商業番組	自主番組	全放送番組	商業番組	自主番組	全放送番組
	%	%	%	%	%	%
報 道	14.0	10.9	(5.4) 13.2	14.1	11.6	(4.8) 13.5
教 育	5.9	4.0	(9.2) 5.5	6.3	4.4	(10.9) 5.8
教 養	18.1	19.7	(31.2) 18.5	19.6	20.5	(32.1) 19.8
娛 楽	10.3	8.8	(53.8) 9.9	12.6	14.7	(51.8) 13.1
音 楽	48.4	55.4	50.2	44.6	47.7	45.4
ス ポ ー ツ	1.9	0.5	1.5	1.4	0.5	1.2
広 告	1.1	0.1	(0.2) 0.9	1.2	0.2	(0.1) 0.9
そ の 他	0.3	0.6	(0.2) 0.3	0.2	0.4	(0.4) 0.3
計	100.0	100.0	(100.0) 100.0	100.0	100.0	(100.0) 100.0
商 業・自 主 番組の比率	(54.3) 74.2	(45.7) 25.8	(100.0) 100.0	(54.1) 74.5	(45.9) 25.5	(100.0) 100.0

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 1. 中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社の平均である。

2. 「商業番組」とは、放送番組のうち広告主に売られている番組をいい、「自主番組」とは、その他の番組をいう。

3. 「全放送番組」の欄及び「商業・自主番組の比率」の欄における()内は、超短波放送の4社平均の再掲である。

第2—5—7表 民間放送テレビジョン放送番組の放送事項別放送時間比率

放送事項	48年第1期(1月～3月)			49年第1期(1月～3月)		
	商業番組	自主番組	全放送番組	商業番組	自主番組	全放送番組
報道	10.6%	14.3%	11.2%	11.1%	13.4%	11.4%
教育	7.9	13.3	8.7	11.7	16.8	12.3
教養	28.8	23.9	28.0	26.1	21.6	25.6
娯楽	49.0	42.2	48.0	47.9	41.6	47.1
スポーツ	3.1	2.2	3.0	2.6	2.0	2.6
広告	0.5	0.9	0.5	0.5	0.7	0.5
その他	0.1	3.2	0.6	0.1	3.9	0.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
商業・自主番組の比率	84.1	15.9	100.0	87.4	12.6	100.0

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 1. 48年については、テレビジョン放送の86社の平均であり、また49年については同87社の平均である。

2. 「商業番組」とは、放送番組のうち広告主に売られている番組をいい、「自主番組」とは、その他の番組をいう。

第2—5—8表 広告主の産業種別別放送時間比率

分類	48年第1期(1月～3月)		49年第1期(1月～3月)	
	ラジオ	テレビ	ラジオ	テレビ
農林・漁業	0.4%	0.4%	0.2%	0.4%
鉱業及び建設業	1.0	2.9	1.0	2.7
製造業	51.0	63.5	52.0	62.8
調味料	1.3	3.4	1.6	3.3
飲料品	4.7	7.0	4.4	6.8
その他の食料品	4.1	10.5	3.8	10.7
印刷出版	3.7	0.8	4.3	0.6
繊維紡績その他製品	1.5	2.2	3.0	2.6
医薬品	2.2	6.8	2.3	6.5
石けん・化粧品	2.4	12.4	2.4	11.6
肥料その他の化学製品	0.9	1.1	0.8	1.2
レコード	6.6	0.2	6.0	0.1

分 類		48 年 第 1 期 (1月～3月)		49 年 第 1 期 (1月～3月)	
		ラジオ	テレビ	ラジオ	テレビ
	機 械・器 具	17.5	12.6	16.3	12.3
	そ の 他 の 製 造 品	6.1	6.5	7.1	7.1
商 業		26.4	17.3	24.9	17.6
	百 貨 店	2.1	1.8	2.7	2.1
	そ の 他 の 商 業	24.3	15.5	22.2	15.5
金融及び保険業		2.9	1.9	2.5	2.0
	金 融・証 券	2.6	1.0	2.3	1.0
	保 險	0.3	0.9	0.2	1.0
運輸通信その他の公益事業		3.7	2.2	3.8	2.1
	運 輸	2.1	1.1	2.2	1.0
	公 益 事 業	1.3	0.9	1.4	0.8
	そ の 他	0.3	0.2	0.2	0.3
サ ー ビ ス 業		12.6	7.3	13.5	6.9
	映 画 劇 場 及 び 興 行	1.7	0.8	1.2	0.8
	教 育	1.4	0.3	2.3	0.2
	非 営 利 団 体	2.4	0.7	2.3	0.7
	案 内 代 理 業	2.1	0.9	2.0	0.9
	旅 館	1.0	1.8	1.4	1.6
	そ の 他	4.0	2.8	4.3	2.7
	公 務		1.4	1.6	1.4
そ の 他 の 産 業		0.6	2.9	0.7	3.2
計		100.0	100.0	100.0	100.0

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 48年については、中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社並びにテレビジョン放送の86社の平均であり、また、49年については、同53社及び同87社の平均である。

3 民間放送のテレビジョン放送を行う教育専門局の廃止

郵政省は、48年11月1日の放送局の再免許に際し、テレビジョン放送用周波数割当計画の一部を修正し、従来、京浜広域圏における教育専門局用として割り当てていた周波数2波の割当てを廃止し、これらの周波数を同地域の民間放送の総合番組局用として割り当てた。これは、民間放送に対し教育専門局としての役割を果たさせることは事業運営上極めて困難であることが経験的に明らかになったこと、及びNHKの教育放送の普及状況等を勘案して行ったものである。

上記周波数割当計画の修正に伴い、従来、京浜広域圏を放送の対象として開設していた民間放送の二つの教育専門局は、48年10月31日、当該放送局の免許の有効期間の満了をもって廃局されるとともに、同地域に新たに割り当てられた総合番組局用の周波数2波については、(株)日本教育テレビ及び(株)東京十二チャンネルの2社のテレビジョン放送局に対して、それぞれ48年11月1日付けをもって免許が与えられた。

4 放送局の免許及び再免許等

(1) 民間放送の放送局の免許

郵政省は、48年11月1日の放送局の再免許に際して、テレビジョン放送に関し、前述のとおり京浜広域圏において、民間放送の教育専門局用の周波数の割当てを廃止し、新たに総合番組局用の周波数を割り当てたことに伴い、同11月1日付けをもって(株)日本教育テレビ及び(株)東京十二チャンネルに、総合番組局であるテレビジョン放送局(VHF)の免許を与えた。なお、免許に際し、教育番組20%以上、教養番組30%以上を確保することとの条件を付するとともに、放送番組の質的向上を図ること、テレビジョン放送局の中継局の建設を積極的に推進すること等を要望した。

また、郵政省は49年2月23日、和歌山県を放送の対象地域とする(株)テレビ和歌山に対し、テレビジョン放送局(UHF)の免許を与えた。なお、免

許に際して、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保することとの条件を付した。

(2) 放送局の再免許

放送局の免許には、免許の有効期間が定められており、48年10月31日、いっせいにその期間が満了したが、このうち再免許申請のあった5,894局に対し、郵政省は48年11月1日付けをもって再免許を与えた。再免許を与えた局の内訳は、第2—5—9表のとおりである。

第2—5—9表 放送局の再免許局数

区 別	局 数			
	NHK	民間放送	計	
中波放送	315	48	157	472
短波放送	1	1	2	3
超短波放送	415	4	5	420
テレビジョン放送	3,528	85	1,471	4,999
計	4,259	—	1,635	5,894

再免許を与えるに当たって、郵政省は、NHKの総合テレビジョン放送局及び民間放送のテレビジョン放送局に対しては教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保すること、NHKの教育テレビジョン放送局には教育番組75%以上、教養番組15%以上を確保すること、NHKの超短波放送局に対してはステレオ番組を50%以上とすること、民間放送の超短波放送局に対してはステレオ番組を70%以上とすることとの条件を付した。

また、民間放送に対して、放送番組の質的向上を図ること、テレビジョン放送局の中継局の建設を積極的に推進すること等を要望した。

5 放送の受信状況

NHKが48年11月に行った全国聴視率調査によれば、テレビジョン放送

(NHK及び民間放送)に対する国民の接触率(テレビジョン放送を少しでも見た人の割合)は、平日95%でほとんどの国民が何らかの形でテレビジョン放送を見ていることを示している。また、視聴時間は1日平均3時間26分に及んでいる。一方、ラジオ放送に対する国民の接触率は平日30%であり、テレビジョン放送に比較して国民の接触率は低く、聴取時間も少ないが、ラジオ放送は聴取者態様の変化に対応することによって、安定した聴取状況を保っている(第2-5-10表及び第2-5-11表参照)。

NHKの受信契約数は第2-5-12表のとおり逐年増加し、48年度末現在普通契約658万9,370件、カラー契約1,833万5,615件、合計2,492万4,985件となっている。なお、47年3月を境にカラー契約数が普通契約数を上回り、以後毎月カラー契約数は増加し、普通契約数は減少の傾向をたどっている。

第2-5-10表 テレビ・ラジオ接触率の変化
(全国、7歳以上の国民)

調査年月		46.6	46.11	47.6	47.10	48.6	48.11
テレビ	平日	95%	96%	94%	95%	95%	95%
	日曜	96	95	93	94	93	94
ラジオ	平日	32	29	30	30	31	30
	日曜	25	21	22	21	23	21

「全国聴視率調査」(NHK)による。

第2-5-11表 テレビ・ラジオ聴視時間量
(全国、7歳以上の国民)

区別		午前	午後	夜間	1日
		時間分	時間分	時間分	時間分
テレビ	平日	47	39	2 00	3 26
	日曜	49	1 15	2 13	4 17
ラジオ	平日	47	44	27	1 58
	日曜	52	42	28	2 02

「全国聴視率調査」(NHK, 48年11月)による。

第 2—5—12 表 NHK の受信契約数の推移

年度末	普通契約		カラー契約		計	
	契約数	普及率	契約数	普及率	契約数	普及率
43	19,531,836	81.1%	1,688,897	7.0%	21,220,733	88.1%
44	18,091,748	75.1	3,995,800	16.6	22,087,548	91.7
45	15,155,931	63.0	7,662,636	31.8	22,818,567	94.8
46	11,725,975	42.1	11,794,279	42.3	23,520,254	84.4
47	8,802,517	31.4	15,630,946	55.6	24,433,463	87.0
48	6,589,370	23.4	18,335,615	65.3	24,924,985	88.7

- (注) 1. 普通契約……テレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約
 カラー契約……テレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
2. 46年度において普及率が大幅に低下したのは、普及率の算定に当たり、45年度以前は40年の国勢調査による世帯数を、46年度以降は45年の国勢調査による世帯数を用いたためである。

6 テレビジョン放送の難視聴解消

(1) 難視聴の現状

ア 辺地におけるテレビジョン放送の難視聴

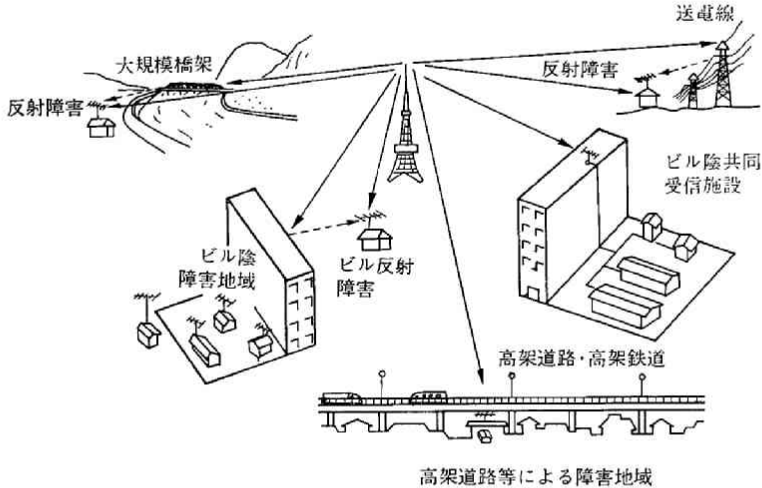
現在、全国的にはほとんどの地域で放送を受信できるようになっている。それだけに、一部の地域における放送を受信できない世帯の存在が目立ってきた。特にテレビジョン放送の難視聴については、テレビジョン放送が国民の日常生活に不可欠なものとなった今日、大きな問題となっている。48年度末現在、NHKについては難視聴世帯数は全国で約102万世帯、民間放送については約240万世帯と推定されている。

イ 都市におけるテレビジョン放送の受信障害

近年、高層建築物、高架鉄道、高架道路、送電線等によりテレビジョン放送電波がさえぎられたり、反射したりするために、テレビジョン放送が見えにくくなる現象が増加している。

高層建築物等によって電波の直接波がさえぎられること、あるいは高層建築物等による電波の反射波が生ずることが原因となって、画面にスノー・ノイズと呼ばれる細かいはん点が現れたり、ゴーストと呼ばれる多重像が現れたりする。

第2—5—13図 高層建築物等による受信障害概念図



都市内では、高層建築物や高架道路等が多く、これらの原因が複合して全体的にテレビジョン放送の映りの悪いところが増えている。高層建築等によってテレビジョン放送の映りが悪くなる現象を通常は都市難視とっている。

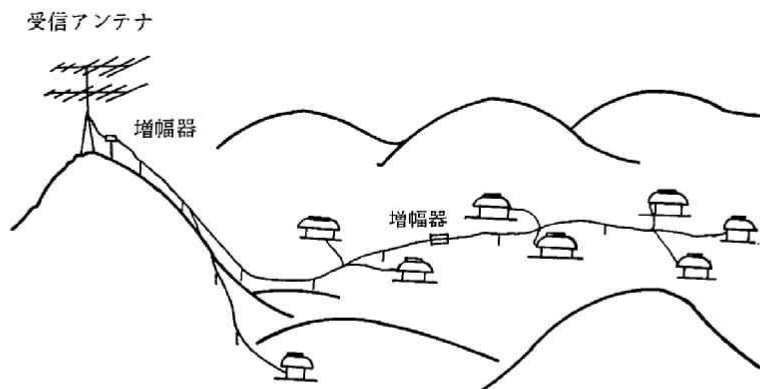
48年度末現在高層建物等によって生じているテレビジョン放送の受信障害世帯数は全国で約40万世帯と推定されている。

(2) 難視聴の解消

辺地の難視聴の解消については、中継局及び共同受信施設の設置により措置している。

NHK及び民間放送の辺地難視聴解消の年度別措置状況は第2—5—15表及び第2—5—16表のとおりである。

第 2—5—14 図 辺地共同受信施設概念図



第 2—5—15 表 NHK の年度別辺地難視聴解消措置状況

年 度	中継局設置地区数	共同受信施設設置数
44	186	663
45	240	805
46	220	1,000
47	220	1,004
48	222	1,010

第 2—5—16 表 民間放送の年度別中継局設置状況

年 度	43	44	45	46	47	48
中継局建設局数	140	195	191	171	144	191

難視聴の解消は、世帯のまとまりの大きい地域から順次行われている。NHKの場合、数百世帯のまとまりのものはほとんど中継局の設置又は共同受信施設の設置により措置されており、高層建築物等による難視聴の解消については、原因者責任の建前で、原因者（ビルの建築主、所有者等）が経費を負担して共同受信施設を建設したり、個別のアンテナの改善を行う等の措置を講じるのが通例となっている。

しかしながら、今後辺地の難視聴の解消は、小数世帯を対象とするケース

が多くなることもあって、財政的技術的に種々の困難な問題があると予想される。また高層建築物等による難視聴の解消についても、今後高層建築物等の増加に伴う難視聴の態様の複雑化により、その解決が困難になると予想される。

一方、最近、地方公共団体のなかには、中高層建築物の建築に関する指導要綱又は環境保全に関する条例を定め、そのなかで中高層建築物による難視聴について建築主に対し相応の対応策を講ずべきことを求めているところが年々多くなっている状況である。

これらの事情にかんがみ、郵政省においては、48年度に学識経験者等からなるテレビジョン放送難視聴対策調査会を設置し、同調査会において、これらの難視聴の実態、難視聴解消の技術的方策、難視聴解消の費用負担に関する問題点、難視聴解消に関する法制上の問題点を調査し、49年度末を目途に抜本的な解決策を求めているところである。

同調査会は、まず高層建築物等による難視聴の解消について調査検討を行うこととし、48年度末までに9回会議を開催し、難視聴の実態、今後の都市の高層化の動向、難視聴解消の技術的方策等について調査検討を重ねたが、49年度においては、引き続き高層建物等による難視聴の解消方策について更に検討を進めていくとともに、辺地の難視聴解消対策について調査検討を行うこととしている。

(3) 電波障害の防止

近年、電波の利用範囲は著しく拡大しているが、社会の発展に伴い、電波の円滑な利用を妨げる要因も増加している。例えば、家庭用電気器具、自動車、高周波利用設備の普及に伴い、これらの機器等から発生する不要な電波によって放送その他の無線通信に電波障害を生ずる例が多い。また、市民ラジオやアマチュア無線局の増加に伴い、近隣のテレビジョン放送の受信等に対する電波障害も多発している。更に、最近高層建築物等の増加により、特に大都市を中心にして、ビル陰障害や反射障害が急増している。

このような事情にかんがみ、放送及び無線通信に対する受信障害を防止

し、電波の円滑な利用を図ることを目的として、電波障害防止中央協議会及び地方電波障害防止協議会が設置され、電波障害の防止に関する思想の啓もう、防止措置の指導、調査等を行っている。48年度において同協議会が取り扱った電波障害の原因別処理件数は、第 2—5—17表のとおりである。

第 2—5—17 表 電波障害原因別処理件数

(48年度)

原 因 別	処理件数	比 率	原 因 別	処理件数	比 率
け い 光 燈	376	1.1	電 気 こ た つ 等	1,310	3.9
テ レ ビ 受 信 機	2,381	7.0	ネ オ ン サ イ ン	320	1.0
モ ー タ ー 類	1,258	3.7	ア マ チ ュ ア 無 線 等	5,483	16.1
高 周 波 ウ ェ ル ダ ー 等	679	2.0	建 造 物 等	8,089	23.8
送 配 電 線	1,880	5.5	原 因 不 明 そ の 他	11,458	33.7
自 動 車 等	742	2.2	合 計	33,976	100.0

7 放送大学（仮称）の設置構想

放送媒体を主な教育手段として国民各層に広く高等教育を開放しようとする新しい形態の大学として、放送大学（仮称）の構想がある。これは、これまで時間的、地理的、更には年齢的制約があるため、高等教育を受ける機会に恵まれなかった勤労青年や社会人に対して、放送その他の媒体を総合的に活用した新しい方法、形態の高等教育を提供しようとするものである。

文部省に設置された放送大学（仮称）設置に関する調査研究会議は、48年3月に放送大学（仮称）の基本構想の中間まとめを発表したが、その後1年間の調査研究の結果、49年3月、「放送大学（仮称）の基本構想」を発表した。この構想で述べられている事項のうち、放送利用に関する事項の概要については次のとおりである。

- ① この大学は特殊法人とすること
- ② 大学が放送局の免許を受け、番組の制作及び放送のための人員、施設

を持つこと

- ③ 放送番組を制作する組織は、学長の統轄の下に置くこと
- ④ 放送番組審議機関を置くこと
- ⑤ 大学の教育内容は、電波により直接一般国民にも視聴されるので、政治的に公平であることが要請され、これを学内の組織において確認できるような工夫をする必要があること

なお、今後はこの基本構想を基として、更に新大学の創設に必要な事項について準備調査が行われることとなる。

8 国際放送

NHKにおいて行っている国際放送には、郵政大臣の命令による国際放送とNHKの業務としての国際放送とがあり、NHKはこれらを一体として行っている。また、国際放送には地域別放送（特定の地域向け）及びゼネラルサービス（一般向け）がある。国際放送の年度別実施状況は第2—5—18表のとおりである。

放送番組は、ニュースが63%でその大半を占め、次いで国情紹介31%とな

第2—5—18表 国際放送実施状況の推移

年度	区別		年度	区別	
	放送区域	延べ放送時間 時間		放送区域	延べ放送時間 時間
26	5	5	38	18	36
27	5	5	39	18	36
28	10	10	40	18	36
29	12	12	41	18	36
30	13	13	42	18	36.5
31	13	13	43	18	36.5
32	15	15	44	18	36.5
33	15	15	45	18	37
34	16	25	46	18	37
35	17	29	47	18	37
36	18	32	48	18	37
37	18	34			

っている。使用周波数帯は6MHz～21MHzである。

48年度における国際放送の実施状況は、概要次のとおりである。

(1) 放送区域 (18)

欧州、欧州（ロシア）、北米東部、北米西部、中米、アフリカ、中東・北アフリカ、南米、ハワイ、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、大洋州、東南アジア、南西アジア、フィリピン・インドネシア、東アジア、朝鮮

このほか全世界向けのゼネラルサービスがある。

(2) 放送時間 1日延べ37時間

地域別放送（放送区域18）延べ23時間30分、ゼネラルサービス13時間30分である。

(3) 使用語（48年度末現在21）

英語、ドイツ語、フランス語、スウェーデン語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、中国語、インドネシア語、マレー語、タイ語、ビルマ語、ヴィエトナム語、ヒンディ語、ウルドゥ語、ベンガル語、アラビア語、スワヒリ語、朝鮮語、日本語

9 事業経営状況

(1) NHK

ア. 事業収支状況

48年度の収支決算は第2—5—19表のとおりである。これによると、48年度の経常事業収入は1,187億円であり、前年度に比べ87億円の増加となっている。このうち、その大宗をなす受信料収入は1,160億円、前年度比80億円増であり、普通受信料収入は265億円、カラー受信料収入は895億円となっている。

なお、受信料の推移は第2—5—20表のとおりである。

一方、経常事業支出は1,197億円であり、前年度に比べ91億円の増加となっている。この内訳は、給与417億円、国内放送費301億円、国際放送費8億

第2—5—19表 NHKの48年度収支決算

(事業収支)

(資本収支)

(単位：千円)

区 別		48年度	47年度	増△減	区 別		48年度
経常事業収入		118,723,359	109,978,868	8,744,491	資本収入		27,791,135
	受信料 交付金収入 雑収入	116,009,878 203,755 2,509,726	107,928,082 231,069 1,819,717	8,081,796 △ 27,314 690,009		事業収支差金受入れ 減価償却引当金 資産受入れ 放送債券償還 積立金もどし入れ 放送債券 長期借入金	5,464,426 16,331,923 4,984,786 1,010,000 0 0
経常事業支出		119,679,152	110,544,879	9,134,273			
	給与 国内放送費 国際放送費 営業費 調査研究費 管理費 減価償却費 財務費	41,668,554 30,099,943 791,366 13,314,822 1,875,002 12,562,910 16,331,923 3,034,632	36,901,999 29,964,058 763,274 11,778,528 1,574,358 11,636,878 15,469,142 2,456,642	4,766,555 135,885 28,092 1,536,294 300,644 926,032 862,781 577,990	資本支出		27,791,135
経常事業収支差金		△ 955,793	△ 566,011	△ 389,782		建設費 放送債券償還 積立金繰入れ 放送債券償還金 長期借入金返還金	16,627,135 886,000 1,240,000 9,038,000
特別収入		31,548,515					
特別支出		12,724,203					
事業収入		150,271,874					
事業支出		132,403,355					
事業収支差金		17,868,519					

(注) 放送法施行規則の改正(昭和48年1月17日)により、48年度決算から、事業収支において「特別収入(固定資産売却益等)」、「特別支出(固定資産売却損)」の項が新設された。

第2—5—20表 受信料（月額）の推移

年 月	ラジオ(中波放送)	テレビジョン	備 考
	円 銭	円	
大正15.8	1		
昭和 7.4	75		
10.4	50		
20.4	1		
21.4	2 50		
21.9	5		
22.9	17 50		
23.7	35		
26.4	50		
28.2		200	
29.4	67	300	ラジオは、3か月分で200円である。
34.4	85		
37.4	契約乙 50	契約甲 330	契約乙はラジオのみの受信契約、契約甲はNHKの行うすべての放送の受信契約である。
43.4	廃 止	普通契約 315 カラー契約 465	普通契約は、テレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約、カラー契約はテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約である。

円、営業費133億円、調査研究費19億円、管理費126億円、減価償却費163億円及び財務費30億円である。

この結果、経常事業収支においては10億円の支出超過となったが、これに固定資産の売却益等の特別収入315億円、特別支出127億円を加減した事業収支全体においては、179億円の収入超過となっている。

また、経常事業収支の推移は第2—5—21表のとおりであり、これによると収支状況は年々悪化しており、特に47年度からは支出超過となっている。

イ. 資産、負債及び資本の状況

48年度末の資産総額は1,581億円で、前年度末に比べ100億円の増加となっている。このうち、固定資産は1,248億円であり、前年度末に比べ47億円の

第2—5—21表 NHKの経常事業収支（決算額）の推移

(単位：百万円)

区 別 年 度	経 常 事 業 収 入	経 常 事 業 支 出	経常事業収支差金
39	66,636	56,416	10,220
40	71,301	60,694	10,607
41	75,230	66,214	9,016
42	78,802	71,345	7,457
43	79,154	77,265	1,889
44	84,799	83,174	1,625
45	92,062	90,548	1,514
46	100,986	100,593	393
47	109,979	110,545	△ 566
48	118,723	119,679	△ 956

減少となっている。これは主として東京放送会館の売却によるものである。このほか、流動資産は323億円で148億円の増、特定資産及び繰延勘定は10億円で、1億円減となっている。

負債総額は612億円、資産総額に対し38.7%で、前年度末に比べ79億円の減少となっている。このうち、放送債券は89億円、長期借入金は323億円である。

また、資本は969億円であり、前年度末に比べ179億円の増加となっている。この内訳は、資本750億円、積立金40億円及び当期事業収支差金179億円である。

なお、48年度の損益計算書及び貸借対照表は、第2—5—22表のとおりである。

第2—5—22表 NHKの貸借対照表等

(1) 貸借対照表 (49年3月31日現在)

科 目	金	額
(資 産 の 部)	円	円
流 動 資 産		
現 金 預 金		13,937,756,502
受 信 料 未 収 金	3,274,470,798	
未収受信料欠損引当金	△ 1,741,000,000	1,533,470,798
有 価 証 券		14,893,804,313
貯 蔵 品		92,354,059
前 払 費 用		549,584,264
そ の 他 の 流 動 資 産		<u>1,348,216,632</u>
流 動 資 産 合 計	 32,355,186,568
固 定 資 産		
有 形 固 定 資 産		
建 物	72,195,722,849	
建物減価償却引当金	△ 20,020,890,549	52,174,832,300
構 築 物	30,013,911,428	
構築物減価償却引当金	△ 13,324,326,719	16,689,584,709
機 械	120,116,829,160	
機械減価償却引当金	△ 80,828,231,698	39,288,597,462
器 具 什 器	927,353,551	
器具什器減価償却引当金	△ 517,741,912	409,611,639
土 地		14,844,995,981
建 設 仮 勘 定		302,063,356
無 形 固 定 資 産		
無 形 固 定 資 産		<u>1,057,472,667</u>
固 定 資 産 合 計	 124,767,158,114

科 目	金 額
特 定 資 産	886,000,000
放送債券償還積立資産	886,000,000
繰 延 勘 定	
長期前払費用	29,896,989
放送債券発行差金	48,405,798
繰延勘定合計	78,302,787
資 産 合 計	<u>158,086,647,469</u>
(負債の部)	
流 動 負 債	
未 払 金	2,129,036,727
受信料前受金	12,903,658,972
その他の流動負債	542,779,251
流動負債合計	15,575,474,950
固 定 負 債	
放 送 債 券	8,860,000,000
長期借入金	32,281,000,000
退職手当引当金	4,450,000,000
固定負債合計	45,591,000,000
負 債 合 計	<u>61,166,474,950</u>
(資本の部)	
資 本	75,000,000,000
積 立 金	4,051,653,229
当期事業収支差金	17,868,519,290
資 本 合 計	<u>96,920,172,519</u>
負債資本合計	<u>158,086,647,469</u>

(2) 損益計算書 (48年4月1日~49年3月31日)

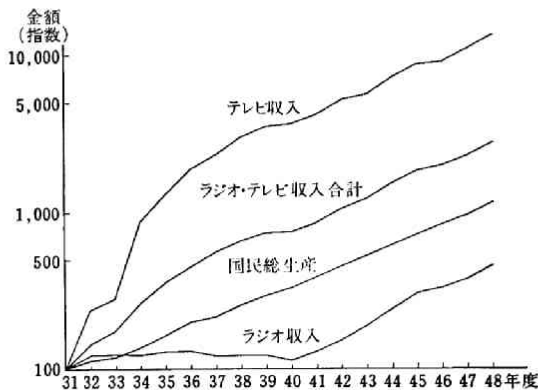
科 目		金	額
經 常 事 業 収 支	經 常 事 業 収 入		円 118,723,359,139
	受 信 料	116,009,878,261	
	交 付 金 収 入	203,755,230	
	雜 収 入	2,509,725,648	
	經 常 事 業 支 出		119,679,151,801
	給 与	41,668,554,177	
	国 内 放 送 費	30,099,942,774	
	国 際 放 送 費	791,366,617	
	營 業 費	13,314,821,528	
	調 査 研 究 費	1,875,001,928	
	管 理 費	12,562,910,081	
	減 価 償 却 費	16,331,923,057	
	財 務 費	3,034,631,639	
經 常 事 業 収 支 差 金		△ 955,792,662	
特 別 収 支	特 別 収 入		31,548,514,881
	固 定 資 産 売 却 益	31,493,904,947	
	固 定 資 産 受 贈 益	8,901,257	
	過 年 度 損 益 修 正 益	45,708,677	
	特 別 支 出		12,724,202,929
	固 定 資 産 売 却 損	600,923,699	
	固 定 資 産 除 却 損	107,168,480	
	過 年 度 損 益 修 正 損	16,110,750	
そ の 他 の 特 別 支 出	12,000,000,000		
当 期 事 業 収 支 差 金		17,868,519,290	
資 本 支 出 充 当		5,464,426,021	
事 業 収 支 剩 余 金		12,404,093,269	

(2) 民間放送

民間放送の収入は、主として企業の広告費に依存している。広告費の国民総生産に占める割合は、ここ10年ほどはほぼ1%前後である。広告費のうち、ラジオ、テレビを媒体とする広告に投入される金額の総広告費に占める割合は、テレビジョン放送が開始された28年当時においては10%弱であったが、その後急速に増大し、31年で約20%、35年に約30%となり、その後増勢は鈍化し、37年以降は35~37%程度に安定している。国民総生産と、ラジオ収入及びテレビ収入との関係は、第2-5-23図及び第2-5-24表のとおりである。

48年度の経営状況についてみると、年度前半については、営業収入が活発な広告需要に支えられて大幅に伸長したが、年度後半に至って石油の需給関係のひっ迫、一部の消費物資の不足、テレビジョン放送の放送時間の短縮などの影響を受けて収入は伸び悩んだ。しかし、104社中、48年度について赤字を計上したのは、46年度以降に開局したUHFテレビジョン放送事業者等6社であり、業績は順調ということがいえよう。48年度の収支状況の概要は第2-5-25表のとおりである。

第2-5-23図 国民総生産とラジオ・テレビ収入の推移



第2-5-24表 国民総生産と

年 度	国民総生産		ラジオ収入		テレビ収入	
	金額(A)	指 数	金額(B)	指 数	金額(C)	指 数
31	99,509	100	131	100	35	100
32	112,489	113	157	120	68	194
33	117,850	118	159	121	118	337
34	136,089	137	161	123	264	754
35	162,070	163	170	130	406	1,160
36	198,528	200	170	130	589	1,683
37	216,595	218	159	121	698	1,994
38	255,921	257	161	123	898	2,566
39	296,619	298	160	122	1,042	2,977
40	328,125	330	148	113	1,083	3,094
41	384,495	386	170	130	1,257	3,591
42	453,221	455	208	159	1,525	4,357
43	533,680	536	247	189	1,728	4,937
44	629,972	633	316	241	2,185	6,243
45	732,372	736	398	304	2,660	7,600
46	814,464	818	432	330	2,858	8,166
47	955,644	960	499	381	3,304	9,440
48	1,177,215	1,183	604	461	4,013	11,466

ラジオ収入、テレビ収入は、日本民間放送連盟資料による。

ラジオ・テレビ収入の推移

(単位：億円)

ラジオ収入・テレビ収入合計		B/A	C/A	D/A
金額(D)	指数			
166	100	0.13%	0.04%	0.17%
225	136	0.14	0.06	0.20
277	167	0.13	0.10	0.24
425	256	0.12	0.19	0.31
576	347	0.10	0.25	0.36
759	457	0.09	0.30	0.38
857	516	0.07	0.32	0.40
1,059	638	0.06	0.35	0.41
1,202	724	0.05	0.35	0.41
1,232	742	0.05	0.33	0.38
1,427	860	0.04	0.33	0.37
1,733	1,044	0.05	0.34	0.38
1,975	1,190	0.05	0.32	0.37
2,501	1,507	0.05	0.35	0.40
3,058	1,842	0.05	0.36	0.42
3,290	1,982	0.05	0.35	0.40
3,803	2,291	0.05	0.35	0.40
4,617	2,781	0.05	0.34	0.39

第2—5—25表 民間放送の収支状況

(単位：百万円)

区 別	営 業 入 収	営 業 外 入 収	計	営 業 費 用	営 業 外 費 用	計	利益
標準放送兼営社 テレビジョン放送兼営社	198,543	6,983	205,526	170,537	6,896	177,433	28,093
VHFテレビ兼営社(34社)	195,300	6,909	202,209	167,688	6,698	174,386	27,823
UHFテレビ兼営社(2社)	3,243	74	3,317	2,849	198	3,047	270
テレビジョン放送単営社	239,290	4,169	243,459	207,313	9,594	216,907	26,552
VHFテレビ単営社(14社)	189,728	3,495	193,223	166,838	6,188	173,026	20,197
UHFテレビ単営社(37社)	49,562	674	50,236	40,475	3,406	43,881	6,355
標準放送 短波放送 超短波放送 単営社	28,809	1,224	30,033	25,252	1,045	26,297	3,736
標準放送単営社(12社)	24,190	984	25,174	21,491	937	22,428	2,746
短波放送単営社(1社)	1,265	204	1,469	1,172	69	1,241	228
超短波放送単営社(4社)	3,354	36	3,390	2,589	39	2,628	762
合 計(104社)	466,642	12,376	479,018	403,102	17,535	420,637	58,381

(注) 1. 本表は、各民間放送の49年5月を最終とする最近1か年間の収支決算報告書により集計したものである。

2. ファー・イースト・ブロードキャスティング・カンパニー及び(株)テレビ和歌山を除く。

第3節 有線放送

1 有線ラジオ放送

48年度末における有線ラジオ放送施設は7,531施設であって、前年度末に比べ1111施設の減となっている。

有線ラジオ放送は、ラジオの共同受信から始まったものであるが、48年度末現在、ラジオの共同受信のみを目的としたものはわずか3施設にすぎず、その多くは、農山漁村において地域の情報や農事関係のニュースを流すもの、あるいはこれらの業務とラジオの共同受信を併せて行っているもの、街頭において宣伝広告を行うもの及び都市において飲食店等に音楽を送るもの、で

ある。

農山漁村において地域の情報や農事関係のニュースを流している有線ラジオ放送、あるいはこれらの業務とラジオの共同受信を併せて行っている有線ラジオ放送には、このような業務のみを行っているものと、更にこのような業務のほか電話業務も行う有線放送電話とがある。48年度末現在、前者は3,998施設であって前年度末に比べ58施設の増、後者は1,556施設であって前年度末に比べ169施設の減となっている。

街頭放送を行っているものは、48年度末現在1,510施設であり、前年度末に比べ8施設の増となっている。

都市において飲食店等に音楽を流すものは有線音楽放送と通称され、48年度末現在464施設で、前年度末に比べ63施設の増となっている。

有線ラジオ放送の都道府県別施設数は第2—5—26表のとおりである。

第2—5—26表 都道府県別有線ラジオ放送施設数

(48年度末現在)

都道府県	施設数	都道府県	施設数	都道府県	施設数
北海道	259	石川	185	岡山	167
青森	116	福井	48	広島	335
岩手	118	山梨	59	山口	167
宮城	87	長野	224	徳島	64
秋田	44	岐阜	105	香川	89
山形	51	静岡	172	愛媛	428
福島	81	愛知	253	高知	129
茨城	97	三重	308	福岡	248
栃木	73	滋賀	70	佐賀	105
群馬	106	京都	78	長崎	80
埼玉	121	大阪	148	熊本	242
千葉	148	兵庫	244	大分	64
東京都	391	奈良	103	宮崎	72
神奈川県	255	和歌山	227	鹿児島	387
新潟	103	鳥取	477	沖縄	39
富山	86	島根	78	計	7,531

2 有線テレビジョン放送

有線テレビジョン放送は、昭和30年テレビジョン放送の共同受信施設とし

第2—5—27表 都道府県別有線テレビジョン放送施設数
(48年度末現在)

都道府県	許可施設	届出施設	計	都道府県	許可施設	届出施設	計
北海道	12	271	283	滋賀	—	91	91
青森	—	71	71	京都	3	261	264
岩手	1	112	113	大阪	—	60	60
宮城	1	74	75	兵庫	9	571	580
秋田	—	114	114	奈良	—	82	82
山形	—	118	118	和歌山	5	232	237
福島	1	155	156	鳥取	—	79	79
茨城	1	109	110	島根	1	148	149
栃木	2	45	47	岡山	8	184	192
群馬	2	133	135	広島	2	184	186
埼玉	2	49	51	山口	2	116	118
千葉	3	98	101	徳島	2	85	87
東京都	7	254	261	香川	3	22	25
神奈川県	7	98	105	愛媛	1	195	196
新潟	—	115	115	高知	1	185	186
富山	—	25	25	福岡	6	171	177
石川	—	72	72	佐賀	3	68	71
福井	—	110	110	長崎	2	164	166
山梨	9	88	97	熊本	—	94	94
長野	3	219	222	大分	3	128	131
岐阜	2	299	301	宮崎	—	87	87
静岡県	27	217	244	鹿児島	3	102	105
愛知県	9	181	190	沖縄	1	26	27
三重	5	138	143	計	149	6,500	6,649

- (注) 1. 「許可施設」欄の数は、引込端子の数が501以上のもので、有線テレビジョン放送法第3条の規定により施設の設置が許可された施設数及び同法附則第2項の規定により、有線テレビジョン放送施設者とみなされた数を示す。
2. 「届出施設」欄の数は、引込端子の数が51以上500までのもの、及び引込端子の数が50以下のもので同時再送信のみを行うものを除き、有線電気通信法及び有線テレビジョン放送法により、施設の設置及び業務の開始の届出をした数を示す。

て群馬県伊香保温泉に初めて設置され、以後急速に普及し今日に至っているが、48年1月1日から有線テレビジョン放送法が施行されたことにより、引込端子数501以上を有する有線テレビジョン放送施設の設置については郵政大臣の許可を必要とすることとなっている。

また、施設の規模が引込端子数51以上で500以下の施設及び50以下の施設で自主放送を行うものは届出制となっている。

48年度末現在の有線テレビジョン放送施設の都道府県別施設数は第2—5—27表のとおりである。

有線テレビジョン放送の受信者は、業務の開始の届出を要しないこととなっている施設（引込端子数50以下でテレビジョン放送の同時再送信のみを行うもの）の受信者を含めて48年度末現在で約117万と推定される。

(1) 届出施設

48年度末現在の届出に係る有線テレビジョン放送施設は6,500施設であって前年度末に比べ941施設（16.4%）の増となっている。

届出施設における有線テレビジョン放送の運営主体は、そのほとんどがその有線テレビジョン放送の受信者によって構成された法人格のない団体である。これらの団体のうち41.6%に当たる2,707施設は、NHKと地元住民団体が共同で施設を設置運用している。

届出諸施設における業務としては、テレビジョン放送の同時再送信が圧倒的多数を占めており、その主な目的も難視解消を図るための区域内再送信が大部分である。

料金は、NHK辺地共同受信施設においては契約料（加入金）は5,000円以上1万円までのものが多いのに対し、NHK辺地共同受信施設以外の施設においては、1万円以上2万円までのものが多く、また、利用料については、両者とも100円以下のものが多い。

なお、都市において高層建築物等によって生じた受信障害を解消するためビル建築主等原因者によって設置された、いわゆる補償施設を、任意団体が管理運営しているものにあつては、契約料は無料、利用料は月額50円あるい

は100円程度としているものが多い。

(2) 許可施設

許可施設（施設の規模が引込端子数 501 以上であって、その施設の設置について、郵政大臣の許可を受けた施設及び有線テレビジョン放送法附則第2項の規定により許可を受けたものとみなされた施設）は、48年度末現在で149施設であるが、その運営主体、施設の規模等は次のとおりである。

ア. 運営主体

運営主体別の施設数及びその施設の規模の状況は第2—5—28表のとおりであり、運営主体別にみれば、任意団体によるものが99施設であって、許可施設総数の66.4%を占め、次いで、営利法人、農協等協同組合、地方公共団体の順となっている。

また、施設の規模別では、営利法人によって運営されるものに大規模なものが見受けられ、最大のものは引込端子数1万2,552となっている。

第2—5—28表 運営主体別有線テレビジョン放送施設数

(48年度末現在)

運営主体	施設の規模 (引込端子の数)					計	構成比
	1,000 以下	1,001 ～3,000	3,001 ～5,000	5,001 ～1万	1万1 以上		
営利法人	8	15	2	1	1	27	18.1%
任意団体	74	25	—	—	—	99	66.4
地方公共団体	3	3	1	—	—	7	4.7
公益法人	—	3	1	—	—	4	2.7
特殊法人	1	—	—	—	—	1	0.7
農協等協同組合	3	1	—	1	—	5	3.4
その他	2	3	—	1	—	6	4.0
計	91	50	4	3	1	149	100.0

(注) 運営主体別の「その他」は、個人及び2以上の者が共同で設置しているもの等である。

イ. 業 務

許可施設における業務は、第2—5—29表のとおりであり、届出施設の場合と同様、そのほとんどがテレビジョン放送の再送信を行うものであり、再送信に併せて自主放送を行うものは16施設、自主放送のみを行うものは1施設となっている。

第2—5—29表 業務別有線テレビジョン放送施設数

(48年度末現在)

区 別	再 送 信	再 送 信・ 自 主 放 送	自 主 放 送	計
施 設 数	132	16	1	149
構 成 比 (%)	88.6	10.7	0.7	100.0

次いで、テレビジョン放送の再送信を行うものについて、その主な目的別にみると第2—5—30表のとおりであって、難視解消を目的とするものは、地域差解消を併せて目的としているものを含めて113施設であり、許可施設においても難視解消を目的としているものが多い。また地域差解消を目的と

第2—5—30表 再送信業務の主な目的別施設数

(48年度末現在)

区 別	難 視 解 消	難 視 解 消・ 地 域 差 解 消	地 域 差 解 消	計
施 設 数	89	24	34	147
構 成 比 (%)	60.6	16.3	23.1	100.0

- (注) 1. 難視解消を目的とするものとは、当該有線テレビジョン放送施設のある地域を放送区域とするテレビジョン放送が、山や建物などによって受信が困難となるため、有線テレビジョン放送により再送信するものをいい、いわゆる区域内再送信である。
2. 地域差解消を目的とするものとは、地元のチャンネルが少ないため、当該有線テレビジョン放送施設のある区域を放送区域としない遠方のテレビジョン放送事業者の放送番組を受信し、再送信するものをいい、いわゆる区域外再送信である。

するものは、難視解消を併せて目的としているものを含めて58施設あるが、営利法人等による大規模施設でのテレビジョン放送の再送信は、主として地域差解消を目的としているものである。

なお、再送信を行っているが、難視解消あるいは地域差解消のいずれをも目的とするものでなく、大規模な高層分譲マンションにおいて、建物の美観及び管理上の要請に基づいて有線テレビジョン放送施設を設置したものが1施設ある。

ウ. 料 金

料金は、運営主体、設置目的、施設の規模の大小によって異なる傾向を示しているが、契約料については1万円以上2万円までのものが最も多く、次いで2万円以上3万円までのものとなっており、また利用料については100円以上200円までのものが最も多く、次いで300円以上500円までのものとなっている。

なお、料金額の傾向としては、営利企業的に地域差解消のための再送信を行う施設に比較的高額のものが見られる。

これに対し、都市におけるいわゆる補償施設にあっては、契約料、利用料とも無料としているものがあるが、おおむね契約料は無料、利用料については月額50円から200円を徴しているのが一般的である。

エ. 自主放送

自主放送は、自ら制作した番組などを有線放送するもので、48年度末現在17施設において行われている。なお、これら17施設のうち16施設においては、自主放送を再送信と併せて行っているものである。自主放送の番組の内容は、地元公共団体や農業協同組合からのお知らせ、地域のニュースなどが各施設に共通してみられる。なお、自主放送について特別の料金を受信者から徴するものは見受けられず、広告料あるいは自主放送に併せて行う再送信業務による収入により賄われている。